

総社市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第14号

総社市都市計画税条例の一部を改正する条例

総社市都市計画税条例（平成17年総社市条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1～4 略 （法附則第15条第33項の条例で定める割合） 5 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 （法附則第15条第39項の条例で定める割合） 6 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 （法附則第15条第44項の条例で定める割合） 7 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 （宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例） 8 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税	附 則 1～4 略 （法附則第15条第34項の条例で定める割合） 5 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 （法附則第15条第42項の条例で定める割合） 6 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 （宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例） 7 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税

改正後	改正前
<p>の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p><u>9 略</u></p> <p><u>10</u> 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p><u>11</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」</p>	<p>の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p><u>8 略</u></p> <p><u>9</u> 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p><u>10</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」</p>

改正後	改正前
<p>という。)とする。</p> <p><u>1.2</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>1.3</u> 略</p> <p>(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p> <p><u>1.4</u> 略</p> <p><u>1.5</u> 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<u>附則第1.3項</u>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p> <p><u>1.6</u> <u>附則第8項</u>及び<u>第1.0項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第8項</u>及び<u>第1.1項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第8項</u>、<u>第9項</u>、<u>第1.1項</u>及び<u>第1.2項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第1.1項</u>から<u>第1.3項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第1.3項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>同項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第1.4項</u>及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</p> <p><u>1.7</u> 法附則第15条第1項、<u>第1.0項</u>、<u>第1.4項</u>から<u>第1.8項</u>まで、<u>第2.0項</u>、<u>第2.1項</u>、<u>第2.5項</u>、<u>第2.8項</u>、<u>第3.2項</u>から<u>第3.6項</u>まで、<u>第3.9項</u>、<u>第4.0項</u>若しくは<u>第4.4項</u>、<u>第1.5条</u>の2第2項、<u>第1.5条</u>の3又</p>	<p>という。)とする。</p> <p><u>1.1</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>1.2</u> 略</p> <p>(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p> <p><u>1.3</u> 略</p> <p><u>1.4</u> 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<u>附則第1.2項</u>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p> <p><u>1.5</u> <u>附則第7項</u>及び<u>第9項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第7項</u>及び<u>第1.0項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第8項</u>、<u>第1.0項</u>及び<u>第1.1項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第1.0項</u>から<u>第1.2項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第1.2項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第1.2項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第1.3項</u>及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</p> <p><u>1.6</u> 法附則第15条第1項、<u>第1.0項</u>、<u>第1.5項</u>から<u>第1.9項</u>まで、<u>第2.1項</u>、<u>第2.2項</u>、<u>第2.6項</u>、<u>第2.9項</u>、<u>第3.3項</u>から<u>第3.5項</u>まで、<u>第3.7項</u>から<u>第3.9項</u>まで、<u>第4.2項</u>若しくは<u>第4.3項</u>、<u>第1.5条</u>の2第2項、</p>

改正後	改正前
<p>は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 (用途変更宅地等に係る税負担の調整措置の特例)</p> <p><u>18</u> 略</p>	<p>第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 (用途変更宅地等に係る税負担の調整措置の特例)</p> <p><u>17</u> 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の総社市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。